

# 令和8年第2回南島原市教育委員会定例会

日時 令和8年2月19日(水)午後3時  
場所 南有馬庁舎 2階会議室1

## 議事日程

### 第1 開会

### 第2 前回会議録の承認

### 第3 会議録署名人の指名

### 第4 教育長・各課室報告

### 第5 議案審議

議案第1号 教育財産の用途廃止について

議案第2号 南島原市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

議案第3号 南島原市教育支援委員会の答申について

議案第4号 南島原市立小・中学校教職員人事異動の内申について

報告第1号 南島原市公民館条例の一部を改正する条例について

報告第2号 南島原市社会体育施設条例の一部を改正する条例について

報告第3号 南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

### 第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の認定について

(2) 令和7年度南島原市一般会計補正予算(第7号)について

(3) 令和7年度南島原市一般会計補正予算(第9号)について

(4) 令和8年度南島原市一般会計当初予算について

(5) 次回教育委員会定例会の開催について

(6) その他

### 第7 閉会

## 令和8年 第2回南島原市教育委員会定例会 教育長報告

### ○令和8年1月の諸会議並びに諸行事

- 27日(火) 14:00 令和8年第1回南島原市教育委員会定例会 (南有馬庁舎)  
16:45 有家小学校 寺田教諭来庁 令和7年度文部科学大臣優秀教職員表彰報告  
(南有馬庁舎)
- 29日(木) 14:00 第4回長崎県都市教育長協議会 (長崎市) ~30日
- 30日(金) 14:30 ステップアップ研修冬季研修会 (カムス)  
19:00 南島原市立小・中学校適正規模・適正配置在り方検討委員会 (第5回)  
(南有馬庁舎)

### ○令和8年2月の諸会議並びに諸行事

- 1日(日) 10:00 野田小学校閉校記念式典 (野田小)
- 2日(月) 14:00 第2回学校支援共同実施連絡協議会 (南有馬庁舎)
- 3日(火) 9:40 市校長会第8回研修会 (コレジヨ)
- 4日(水) 8:45 校長最終面談 (南有馬庁舎) ~6日
- 6日(金) 17:00 V・ファーレン長崎開幕戦 (長崎市)
- 9日(月) 13:00 令和7年度島原・雲仙・南島原地区初任者・中堅教諭等向上研修  
第2回実施運営委員会 (南有馬庁舎)
- 10日(火) 15:00 部局長会議 (西有家庁舎)
- 13日(金) 10:00 第19回市文協総合文化祭開場式 (コレジヨ)  
13:15 市教頭会第9回研修会 (オアシス)
- 18日(水) 13:30 南蛮菓子「南蛮かすてほうろ」市長報告会 (西有家庁舎)

## 令和8年 第2回南島原市教育委員会定例会 各課報告

### ○教育総務課

1月30日 南島原市立小・中学校適正規模・適正配置在り方検討委員会（第5回）

### ○学校教育課

1月28日 堂崎小学校中間指導（堂崎小学校）  
1月29日 南島原市幼保小代表者合同研修会（コレジヨ）  
1月30日 次代の学校を考えるステップアップ研修冬季研修会（カムス）  
2月1日 野田小学校閉校記念式典（野田小学校）  
2月2日 第2回学校支援共同実施連絡協議会（南有馬庁舎）  
2月3日 南島原市校長会第8回研修会（コレジヨ）  
2月4日 人事評価制度に係る校長最終面談 ～6日  
2月9日 初任者研修第2回実施運営委員会（南有馬庁舎）  
中堅教諭等資質向上研修第2回実施運営委員会（南有馬庁舎）  
2月13日 南島原市教頭会第9回研修会（オアシス）  
2月17日 公立高等学校入学者選抜（一般選抜） ～18日  
2月18日 地区別教育長会（有明総合文化会館）

### ○生涯学習課

1月27日 南島原市スポーツ推進委員第2回企画委員会（南有馬庁舎）  
1月28日 長崎県公民館研修会・長崎県社会教育関係者等スキルアップ講座（県庁）  
2月2日 メディア安全指導（雲仙市：南串第一小学校、北串小学校）  
2月2日 第8回長崎県文化部活動の地域展開検討委員会（県庁）  
2月5日 第3回原城マラソン大会実行委員会（南有馬庁舎）  
2月12日 アートビレッジ・シラキノ行政視察（山梨市議会）（アートビレッジ）  
2月13日 第19回南島原市文化協会総合文化祭開場式（コレジヨ）  
2月13日 長崎県部活動地域移行推進委員会（県庁）  
2月14日 長崎OMNIワークショップ（県立口加高等学校）  
2月15日 原城マラソン大会おもてなしクリーン作戦（原城跡周辺）  
2月18日 アートビレッジ・シラキノ見学（大野木場小学校4年生）（アートビレッジ）  
2月19日 第44回島原半島文化賞審査会（島原市：有明公民館）

### ○文化財課

1月27日 史跡原城跡・日野江城跡専門委員会委員長協議（長崎市役所）  
2月4日 養台寺跡遺構遺物図化業務委託完成検査（南有馬庁舎）  
2月6日 第2回史跡原城跡・日野江城跡専門委員会（南有馬庁舎）  
2月12日 絵図高精細撮影（西南学院大学博物館 福岡市）～13日  
2月17日 絵図高精細撮影（天草キリシタン館 天草市）  
2月18日 南蛮菓子市長報告・試食会（西有家庁舎）

## 議案第1号

### 教育財産の用途廃止について

#### 提案理由

次の土地・建物の教育財産としての用途を廃止し、市長部局へ所管換えしたいので、教育委員会の意見を求める。

令和8年2月19日提出

南島原市教育委員会  
教育長 松本 弘明

#### 1 用途廃止する財産

南島原市立野田小学校（南島原市加津佐町乙1172番地）

建物 延べ2,170㎡

土地 10,383㎡

#### 2 用途廃止する期日

令和8年3月31日

令和7年度

施設の配置図

縮尺

1/1000

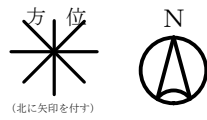
学校名

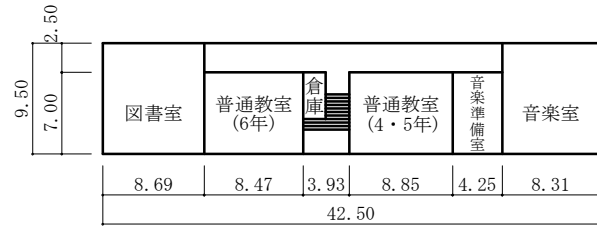
野田小学校

調査番号

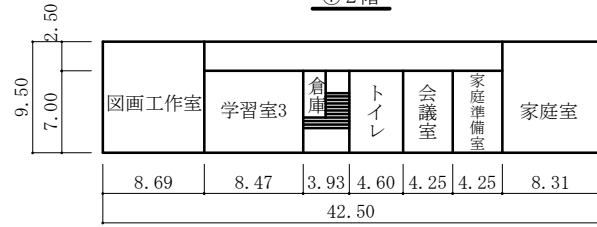
(都道府県)	(市町村)	(学校)	整理番号
4 2	2 1 4	0 3 0 4	

- 凡例
- 建 物
- ⊙ 未とりこわし建物
  - ⊙ 危険建物
  - ⊙ 借用建物
  - ⊙ 一時使用建物
  - ⊙ 屋外 屋外教育環境整備事業によるもの
- 
- 倉庫
  - 簡易的な小規模構造物
  - 吹きさらしの廊下
  - 門

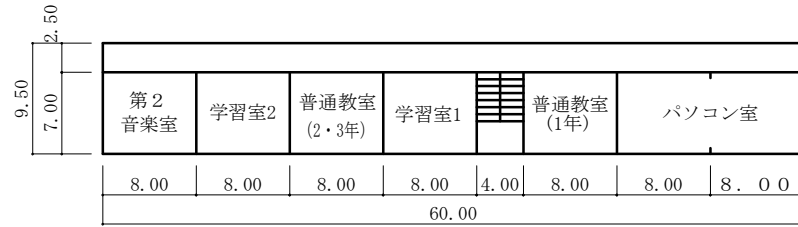




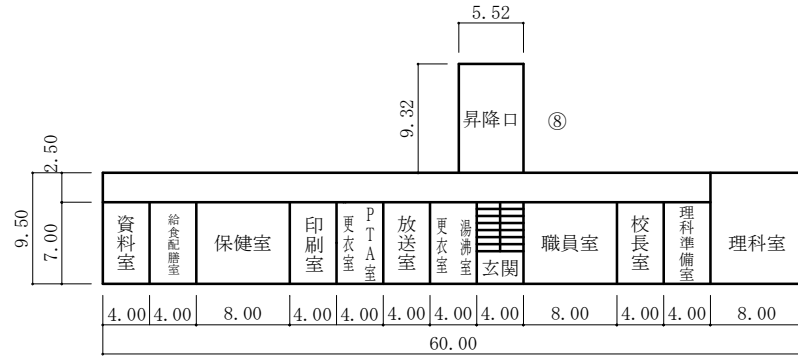
⑦ 2階



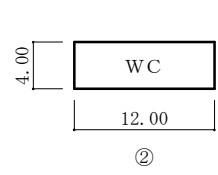
⑦ 1階



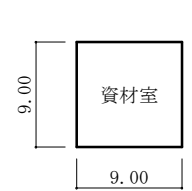
① 2階



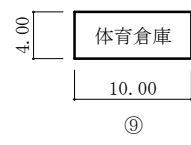
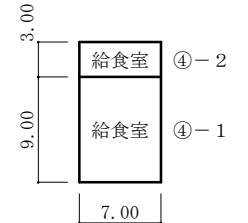
① 1階



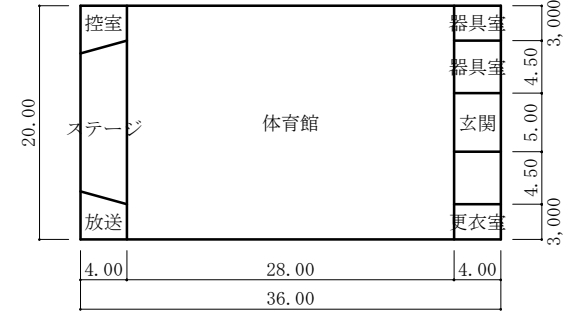
②



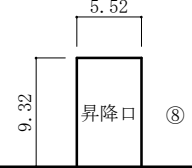
③



⑨



⑥



⑧

議案第2号

南島原市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

提案理由

南島原市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定したいので、教育委員会の意見を求める。

令和8年2月19日提出

南島原市教育委員会  
教育長 松本 弘明

南島原市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画（案）



令和8年4月  
南島原市教育委員会

# 目次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	2
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	5

# 1 計画の趣旨・現状

## (1) 計画の趣旨

近年、教育職員の業務が長時間に及び状況が全国的な課題となる中、文部科学省は教育職員が健康な状態で専門性を発揮し、子どもたちへの教育に邁進できるように「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を策定した。

また、各自治体において、その指針に即した業務量管理と健康確保を具体化するための実施計画の策定と公表が義務化された。

南島原市においても、これらのことに基づき、教育職員の働き方改革を推進し、教育の質の向上を目指すことを趣旨として、「南島原市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定する。

## (2) 本市の現状

○ 本市では、令和2年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「南島原市立小・中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減について、以下のように取り組んできた。

- ・ 1か月について45時間
- ・ 1年について360時間

○ こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和5～6年度は以下のとおりであった。

【令和5～6年度の時間外在校等時間の状況】

		R5	R6
小学校	年間360時間超	29人	35人
	年間540時間超	0人	0人
中学校	年間360時間超	22人	25人
	年間540時間超	5人	4人

○ 時間外在校等時間が年間360時間を超える教育職員は、小学校、中学校ともにわずかに増加し、年間540時間を超える教育職員は、中学校で一定数いるのが現状である。学校運営に関わる業務（校務分掌・会議会合）、外部対応（保護者・PTA・地域）、部活動などの業務の負担感が大きくなっており、業務の精選と適正化を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕

を創出することが必要である。

- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1か月時間外在校等時間を45時間以下にする。
- 1年間時間外在校等時間を360時間以下にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。

【令和5年度14.7日】

※令和6年度は年休付与日数が増えたため。

- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる。

【令和6年度 7.7%】

「教育職員の幸せ（ウェルビーイング）が、子どもたちの健やかな成長の源泉である」という認識を、市教育委員会・学校・地域が共有し、上記（1）～（2）の目標の達成を目指すことにより、教育職員が、教職という職業の魅力を高め、最終的に子どもたちに対して質の高い教育を提供することを目指す。

## 3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

ただし、目標の達成状況は毎年度確認し、必要によって目標はその都度見直していく。

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### イ 学校以外が担うべき業務

##### ◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動（「3分類」①関係）

- ・各地域の実情を踏まえつつ、保護者・地域住民による児童生徒の登下校時における通学路の見守り活動を推進する。

##### ◇放課後から夜間などにおける校外の見回り（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

#### ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

##### ◇校舎の開錠・施錠（「3分類」⑩関係）

- ・校舎の開錠・施錠については、教頭に固定せず、学校の実態を踏まえつつ、役割分担の見直しを促進する。

##### ◇部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和8年度中に、部活動の地域展開を実現する。部活動については、活動時間等の適正化を図る。

#### ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

##### ◇授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する市会計年度任用職員（学校支援員）を全校（分校を除く）に配置する。
- ・校務支援システムの機能活用、AIドリルの導入・活用により、成績処理や採点作業等に係る事務負担を軽減する。

##### ◇支援が必要な児童生徒への対応（「3分類」⑲関係）

- ・市会計年度任用職員教員（特別支援教育助手）を配置したり、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の専門的な知見を活用したりして、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は、年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直しや日課表の工夫等を行う。

## (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- 学校における定時退校日を週1回以上設定するよう推進し、夏季休業中に学校閉庁期間の設定を行う。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組んだりする。
- (1) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、校務支援システム(C4th)で把握し、(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標の達成状況については、校務支援システム(C4th)及びストレスチェックの結果から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、学校運営協議会等と連携し、保護者や地域住民等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるよう取り組む。

## 議案第 3 号

### 南島原市教育支援委員会の答申について

#### 提案理由

南島原市教育支援委員会から、本市に居住する心身に障害のある児童生徒（就学前の幼児を含む）に対し、それぞれの能力に応じた教育が受けられるよう、その判定と就学支援の適正を期するための答申が出された。

このことに伴い、南島原市教育委員会で審査する必要があるので提案する。

令和 8 年 2 月 1 9 日提出

南島原市教育委員会  
教育長 松本 弘明

議案第4号

南島原市立小・中学校教職員人事異動の内申について

提案理由

南島原市立小・中学校教職員の人事異動について、別紙のとおり内申を行いたいので、教育委員会の決定を求める。

令和8年2月19日提出

南島原市教育委員会  
教育長 松本 弘明

## 報告第1号

### 南島原市公民館条例の一部を改正する条例について

#### 提案理由

南島原市西有家公民館里坊分館及び南島原市西有家公民館龍石分館を廃止するため、所要の改正を行うので、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定により報告する。

令和8年2月19日提出

南島原市教育委員会  
教育長 松本 弘明

## 南島原市公民館条例の一部を改正する条例

南島原市公民館条例（平成18年南島原市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1 公民館分館の表南島原市西有家公民館里坊分館の項及び南島原市西有家公民館龍石分館の項を削る。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

南島原市公民館条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新		旧		解説
別表第1 (第2条関係) 公民館		別表第1 (第2条関係) 公民館		<p><b>【別表第1の内容】</b> 公民館及び公民館分館の名称及び位置について規定したもの。</p> <p><b>【別表第1の改正内容】</b> 南島原市西有家公民館里坊分館及び南島原市西有家公民館龍石分館を廃止するため、削除するもの。</p>
(略)		(略)		
公民館分館		公民館分館		
名称	位置	名称	位置	
南島原市西有家公民館長野分館	南島原市西有家町長野1757番地1	南島原市西有家公民館里坊分館	南島原市西有家町里坊1059番地第1	
南島原市西有家公民館慈恩寺分館	南島原市西有家町慈恩寺1364番地	南島原市西有家公民館龍石分館	南島原市西有家町龍石5065番地3	
南島原市西有家公民館見岳分館	南島原市西有家町見岳1120番地1	南島原市西有家公民館長野分館	南島原市西有家町長野1757番地1	
		南島原市西有家公民館慈恩寺分館	南島原市西有家町慈恩寺1364番地	
		南島原市西有家公民館見岳分館	南島原市西有家町見岳1120番地1	

# 南島原市公民館条例

平成18年3月31日

条例第75号

## (設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、南島原市公民館（以下「公民館」という。）を設置する。

## (名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

## (職員)

第3条 公民館に館長その他必要な職員を置く。

2 分館に分館長を置くことができる。

## (管理)

第4条 公民館は、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

## (利用の許可)

第5条 公民館及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、公民館の管理上必要な条件を付することができる。

## (利用の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とするとき。
- (3) 施設等を滅失又はき損するおそれがあるとき。
- (4) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) その他公民館の管理及び運営に支障があると認めるとき。

## (目的外利用等の禁止)

第7条 利用者は、許可を受けた目的以外に施設等を利用し、又はその権利を転貸し、若し

くは譲渡してはならない。

(利用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は中止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 第6条各号のいずれかに該当する理由が発生したとき。
- (3) 虚偽その他不正な行為により利用の許可を受けたとき。
- (4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の免除)

第10条 教育委員会は、必要があると認めたときは、前条の使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰さない理由により、利用することができないとき。
- (2) 利用日の7日前までに利用許可の取消しを申し出て、承認を得たとき。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第8条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第13条 利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(公民館運営審議会)

第14条 法第29条第1項の規定に基づき、南島原市公民館運営審議会（以下「審議会」とい

う。)を置く。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、20人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の深江町立公民館条例（昭和34年深江町条例第6号）、布津町公民館条例（昭和45年布津町条例第20号）、有家町公民館条例（昭和44年有家町条例第17号）、西有家公民館設置及び管理に関する条例（平成15年西有家町条例第16号）、公民館の設置及び管理等に関する条例（昭和39年北有馬町条例第25号）、口之津町中央公民館の設置及び管理等に関する条例（昭和50年口之津町条例第12号）又は加津佐町立公民館の設置及び管理等に関する条例（昭和47年加津佐町条例第18号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第15条第3項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

別表第1（第2条関係）

公民館

名称	位置
南島原市深江公民館	南島原市深江町丁2117番地
南島原市布津公民館	南島原市布津町乙1489番地1
南島原市堂崎公民館	南島原市有家町石田5番地1
南島原市西有家公民館 (南島原市西有家総合学習センター)	南島原市西有家町須川493番地3

南島原市北有馬折木公民館	南島原市北有馬町甲1008番地 1
南島原市口之津公民館	南島原市口之津町丙2093番地 1
南島原市加津佐公民館	南島原市加津佐町己2792番地 2

公民館分館

名称	位置
南島原市西有家公民館長野分館	南島原市西有家町長野1757番地 1
南島原市西有家公民館慈恩寺分館	南島原市西有家町慈恩寺1364番地
南島原市西有家公民館見岳分館	南島原市西有家町見岳1120番地 1

別表第 2 (第 9 条関係)

施設	室名	使用料	設備使用料
南島原市深江公民館	和室 (大会議室)	600円/時間	
	会議室	300円/時間	
	児童室		
	調理実習室		
南島原市布津公民館	講堂	600円/時間	
	会議室	300円/時間	
	講座室		
	和室 (1室)		
	調理実習室		
南島原市堂崎公民館	講堂	600円/時間	
	講座室	300円/時間	
	和室		
	調理室		
南島原市西有家公民館	ホール	1,000円/時間	
	ホール (舞台のみ)	500円/時間	
	視聴覚室A	300円/時間	
	視聴覚室B		
	会議室 1		

	会議室2 (ホワイエ含む。) 和室1 和室2 研修室 調理室 創作室 音楽室		
	展示ホール	1,000円/日	
	附属設備	映写機	200円/時間
		照明器具一式	200円/時間
		放送設備一式	200円/時間
		ピアノ一式	1,000円/回
		陶芸用ガス釜	ガス代 (実費)
南島原市北有馬折木 公民館	研修室 調理室	300円/時間	
南島原市口之津公民 館	講堂 会議室 第1講座室 第2講座室 視聴覚室 調理実習室	600円/時間 300円/時間	
南島原市加津佐公民 館	大会議室 講座室 実習室 和室 研修室	600円/時間 300円/時間	

備考

- 1 1時間に満たない場合は、これを1時間として計算する。

- 2 西有家公民館のホールの冷暖房を利用する場合は、1時間当たり1,000円を加算する。  
ただし、舞台のみの冷暖房を利用する場合は、1時間当たり500円を加算する。
- 3 市外者が利用する場合の使用料は倍額とする。ただし、設備使用料及び冷暖房料は通常額とする。
- 4 調理実習室のガス・水道を利用する場合は、1回につき200円を加算する。

## 報告第2号

### 南島原市社会体育施設条例の一部を改正する条例について

#### 提案理由

南島原市西有家慈恩寺体育館及び南島原市口之津簡易テニスコートを廃止するため、また、南島原市立野田小学校体育館を社会体育施設とするため、所要の改正を行うので、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定により報告する。

令和8年2月19日提出

南島原市教育委員会  
教育長 松本 弘明

南島原市社会体育施設条例の一部を改正する条例

南島原市社会体育施設条例（平成18年南島原市条例第87号）の一部を次のように改正する。

別表第1 南島原市西有家慈恩寺体育館の項及び南島原市口之津簡易テニスコートの項を削り、同表中

「

南島原市加津佐山口体育館	南島原市加津佐町戊1208番地
--------------	-----------------

」

を

「

南島原市加津佐山口体育館	南島原市加津佐町戊1208番地
南島原市加津佐野田体育館	南島原市加津佐町乙1172番地

」

に改める。

別表第2 南島原市口之津簡易テニスコートの項を削り、同表中

「

南島原市有家新切体育館		
南島原市西有家慈恩寺体育館		

」

を

「

南島原市有家新切体育館		
-------------	--	--

」

に、

「

南島原市加津佐山口体育館		
--------------	--	--

」

を

「

南島原市加津佐山口体育館		
南島原市加津佐野田体育館		

」

に改める。

別表第3の3 テニスコートの表南島原市口之津簡易テニスコートの項を削る。

別表第3の4 体育館の表中

「

南島原市西有家慈恩寺体育館		
南島原市西有家見岳体育館		

」

を

「

南島原市西有家見岳体育館		
--------------	--	--

」

に、

「

南島原市加津佐山口体育館		
--------------	--	--

」

を

「

南島原市加津佐山口体育館		
南島原市加津佐野田体育館		

」

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

南島原市社会体育施設条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新			旧			解説
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)			
名称	位置		名称	位置		
(略)			(略)			
南島原市有家中学校屋外運動場夜間照明施設	南島原市有家町山川344番地		南島原市有家中学校屋外運動場夜間照明施設	南島原市有家町山川344番地		
(略)			南島原市西有家慈恩寺体育館	南島原市西有家町慈恩寺1366番地1		
南島原市口之津相撲場	南島原市口之津町丙2104番地1		(略)			
(略)			南島原市口之津相撲場	南島原市口之津町丙2104番地1		
南島原市加津佐山口体育館	南島原市加津佐町戊1208番地		南島原市口之津簡易テニスコート	南島原市口之津町丙2104番地1		
南島原市加津佐野田体育館	南島原市加津佐町乙1172番地		(略)			
(略)			南島原市加津佐山口体育館	南島原市加津佐町戊1208番地		
(略)			(略)			
別表第2 (第5条関係)			別表第2 (第5条関係)			<p>【別表第2の内容】 体育施設の休業日及び利用時間について規定したもの。</p> <p>【別表第2の改正内容】 南島原市西有家慈恩寺体育館及び南島原市口之津簡易テニスコートを削除するもの。 南島原市加津佐野田体育館を追加するもの。</p>
名称	休業日	利用時間	名称	休業日	利用時間	
(略)			(略)			
南島原市加津佐テニスコート	(1) 12/29～翌年1/3 (2) 毎週月曜日 (3) 祝日の翌日	9:00～22:00	南島原市加津佐テニスコート	(1) 12/29～翌年1/3 (2) 毎週月曜日 (3) 祝日の翌日	9:00～22:00	
(略)			南島原市口之津簡易テニスコート	(1) 12/29～翌年1/3		
南島原市有家新切体育館	(1) 12/29～翌年1/3	9:00～22:00	(略)			
(略)			南島原市有家新切体育館	(1) 12/29～翌年1/3	9:00～22:00	

南島原市加津佐野田体育館		
(略)		

別表第3 (第10条、第18条関係)

(略)

3 テニスコート

名称	単位	金額	
		昼間	夜間 (照明利用時)
(略)			
南島原市加津佐テニスコート (壁打ちコート)	1面 1時間	100円	300円

4 体育館

名称	単位	金額
(略)		
(略) 南島原市西有家見岳体育館	全面 (バレー ボールコート 1面) 1時間	200円
(略) 南島原市加津佐山口体育館 南島原市加津佐野田体育館		
(略)		

(略)

南島原市西有家慈恩寺体育館		
(略)		
南島原市加津佐山口体育館		
(略)		

別表第3 (第10条、第18条関係)

(略)

3 テニスコート

名称	単位	金額	
		昼間	夜間 (照明利用時)
(略)			
南島原市加津佐テニスコート (壁打ちコート)	1面 1時間	100円	300円
南島原市口之津簡易テニスコ ート	1面 1時間	無料	=

4 体育館

名称	単位	金額
(略)		
(略) 南島原市西有家慈恩寺体育館 南島原市西有家見岳体育館	全面 (バレー ボールコート 1面) 1時間	200円
(略) 南島原市加津佐山口体育館		
(略)		

(略)

【別表第3の内容】

体育施設の使用料の額について規定したもの。

【別表第3の改正内容】

南島原市西有家慈恩寺体育館及び南島原市口之津簡易テニスコートを削除するもの。

南島原市加津佐野田体育館を追加するもの。

# 南島原市社会体育施設条例

平成18年3月31日

条例第87号

## (設置)

第1条 市民の健康の増進と相互のふれあいを深めるとともに、体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、生活文化の向上に資するため、南島原市社会体育施設（以下「体育施設」という。）を設置する。

## (名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

## (管理)

第3条 体育施設は、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

## (事業)

第4条 体育施設は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 市民の健康増進及び生活文化の向上に関する施設及び設備の提供
- (2) その他目的達成に必要な事業

## (休業日及び利用時間)

第5条 体育施設の休業日及び利用時間は、別表第2のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

## (利用の許可)

第6条 体育施設（附属設備等を含む。以下同じ。）を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、体育施設の管理上必要な条件を付することができる。

## (利用の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設の利用を許可しない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

- (2) 営利又は特定の営利事業を援助することを目的とするとき。
- (3) 建造物及びその附属物を滅失又はき損するおそれがあるとき。
- (4) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) その他体育施設の管理及び運営に支障があると認めるとき。

(目的外利用等の禁止)

第8条 利用者は、許可を受けた目的以外に体育施設を利用し、又はその権利の全部若しくは一部を転貸し、又は譲渡してはならない。

(利用許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は中止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 第7条各号のいずれかに該当する理由が発生したとき。
- (3) 虚偽その他不正な行為により利用の許可を受けたとき。
- (4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第10条 利用者は、利用の許可を受けたときは、使用料として、別表第3に定める額を納付しなければならない。

2 教育委員会が、特別な事由があると認めるときは、使用料を後納させることができる。

(使用料の免除)

第11条 教育委員会は、必要があると認めるときは、前条の使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰さない理由により、利用することができないとき。
- (2) 利用日の7日前までに利用許可の取消しを申し出て、承認を得たとき。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、体育施設の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、

又は搬入した物件を撤去しなければならない。第9条の規定により利用の許可の取消し又は中止の処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第14条 利用者は、故意又は過失により体育施設を損傷し、又は滅失したときは、これを賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(販売行為の禁止)

第15条 体育施設においては、入場者等を対象とする物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会が特に許可したときはこの限りでない。

(指定管理者による管理)

第16条 体育施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、体育施設の休業日を変更し、若しくは別に定め、又は利用時間を変更することができる。

3 第1項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条、第7条及び第9条第1項の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第9条第2項の規定中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が体育施設の管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が体育施設の管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第17条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 体育施設の利用の許可に関する業務
- (3) 体育施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 体育施設の維持及び修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が体育施設の管理上必要と認める業務  
(利用料金)

第18条 第10条第1項の規定にかかわらず、第16条第1項の規定により、体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、体育施設の利用者は、利用料金を納めなければならない。

- 2 利用料金は、体育施設を利用する前に納めなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、これを体育施設を利用した後に納めることができる。
- 3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。
- 4 利用料金の額は、別表第3に定める額を上限として、指定管理者が教育委員会の承認を得て定める額とする。

(利用料金の減免)

第19条 指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、若しくは免除し、又は還付することができる。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の深江町体育館の設置及び管理運営に関する条例（昭和58年深江町条例第13号）、深江町船津トレーニング場の設置及び管理使用に関する条例（平成6年深江町条例第9号）、深江町町民運動場の設置及び管理に関する条例（昭和53年深江町条例第1号）、深江町柔剣道場の設置及び管理に関する条例（平成2年深江町条例第3号）、深江町弓道場、相撲場の設置及び管理に関する条例（昭和53年深江町条例第22号）、深江町小・中学校体育施設の管理使用に関する条例（昭和58年深江町条

例第14号)、深江町瀬野運動広場の設置及び管理使用に関する条例(平成11年深江町条例第4号)、深江町須ノ崎運動広場の設置及び管理使用に関する条例(平成11年深江町条例第5号)、深江町みどりが丘運動広場の設置及び管理使用に関する条例(平成12年深江町条例第29号)、深江町小林第一運動広場の設置及び管理使用に関する条例(平成12年深江町条例第30号)、深江町小林第二運動広場の設置及び管理使用に関する条例(平成13年深江町条例第17号)、深江町小林第三運動広場の設置及び管理使用に関する条例(平成13年深江町条例第18号)、深江町馬場第一運動広場の設置及び管理使用に関する条例(平成14年深江町条例第2号)、深江町瀬野第二運動広場の設置及び管理使用に関する条例(平成15年深江町条例第16号)、照明施設の設置及び管理に関する条例(昭和52年布津町条例第16号)、布津町民運動場の設置及び管理に関する条例(昭和55年布津町条例第3号)、布津町テニスコートの設置及び管理に関する条例(平成10年布津町条例第12号)、布津町ふるさと道場の設置及び管理に関する条例(平成4年布津町条例第2号)、布津町民運動場の設置及び管理に関する条例(昭和55年布津町条例第3号)、有家町体育施設設置条例(昭和56年有家町条例第5号)、有家町体育施設の管理使用に関する条例(昭和56年有家町条例第6号)、西有家町体育施設の管理に関する条例(昭和57年西有家町条例第6号)、西有家町B&G海洋センターの管理に関する条例(昭和57年西有家町条例第5号)、西有家町見岳地区社会体育用プール設置条例(昭和60年西有家町条例第22号)、北有馬町社会体育施設の設置及び管理等に関する条例(平成17年北有馬町条例第6号)、ふれあい交流広場の設置及び管理等に関する条例(平成6年北有馬町条例第7号)、北有馬町公の施設使用料条例(昭和52年北有馬町条例第2号)、南有馬町運動公園の設置及び管理に関する条例(平成3年南有馬町条例第16号)、南有馬町武道館の設置及び管理に関する条例(平成15年南有馬町条例第8号)、南有馬町民プールの設置及び管理に関する条例(昭和58年南有馬町条例第6号)、南有馬町夜間照明施設の設置及び管理に関する条例(昭和52年南有馬町条例第19号)、口之津町体育施設の設置に関する条例(昭和55年口之津町条例第12号)、口之津町体育施設の管理使用に関する条例(昭和53年口之津町条例第17号)、口之津町民プールの設置及び管理に関する条例(昭和63年口之津町条例第1号)、加津佐町B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例(昭和60年加津佐町条例第18号)、加津佐町民グラウンドの設置及び管理に関する条例(昭和59年加津佐町条例第7号)、夜間照明施設の設置及び管理に関する条例(昭和53年加津佐町条例第15号)、加津佐町弓道場の設置及び管

理に関する条例（平成10年加津佐町条例第9号）又は加津佐勤労者体育館の設置及び管理運営に関する条例（平成15年加津佐町条例第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第2条関係）

名称		位置
南島原市深江運動場		南島原市深江町戊3987番地76
南島原市深江体育館		南島原市深江町丁3516番地
南島原市深江船津トレーニング場		南島原市深江町丙419番地7
南島原市深江柔剣道場		南島原市深江町丁3061番地
南島原市深江弓道場		南島原市深江町丁3056番地
南島原市深江相撲道場		南島原市深江町丁3142番地
南島原市深江みどりが丘運動広場		南島原市深江町丁7659番地4
南島原市深江小林第一運動広場		南島原市深江町乙1047番地
南島原市深江小林第三運動広場		南島原市深江町乙1473番地5
南島原市深江須ノ崎運動広場		南島原市深江町丙453番地2
南島原市深江瀬野運動広場		南島原市深江町丁4761番地1
南島原市深江瀬野第二運動広場		南島原市深江町丁5312番地
南島原市深江馬場第一運動広場		南島原市深江町丙1000番地
南島原市深江中学校屋外運動場夜間照明施設		南島原市深江町丁3179番地
南島原市深江中学校テニスコート夜間照明施設		南島原市深江町丁3179番地
南島原市布津グラウンド		南島原市布津町丙4620番地85
南島原市布津テニスコート		南島原市布津町乙1345番地
南島原市布津第一体育館		南島原市布津町甲400番地
南島原市布津第二体育館		南島原市布津町丙825番地1
南島原市布津ふるさと道場	道場	南島原市布津町乙1663番地1
	相撲場	
南島原市布津中央地区運動広場		南島原市布津町乙990番地1
南島原市布津南部地区運動広場		南島原市布津町甲1151番地

南島原市布津北部地区運動広場		南島原市布津町丙1748番地 1
南島原市布津中学校屋外運動場夜間照明施設		南島原市布津町乙1653番地
南島原市飯野小学校屋外運動場夜間照明施設		南島原市布津町丙2365番地
南島原市有家総合運動公園	グラウンド	南島原市有家町小川957番地
	テニスコート	
	ゲートボール場	
	ふれあい広場	
	多目的芝生広場	
南島原市有家蒲河体育館		南島原市有家町蒲河1638番地
南島原市有家新切体育館		南島原市有家町尾上3040番地 3
南島原市有家柔剣道場		南島原市有家町山川344番地
南島原市有家弓道場		南島原市有家町山川1200番地
南島原市有家中学校屋外運動場夜間照明施設		南島原市有家町山川344番地
南島原市西有家見岳体育館		南島原市西有家町見岳1120番地 1
南島原市西有家長野体育館		南島原市西有家町長野1832番地 1
南島原市西有家B&G海洋センター	体育館	南島原市西有家町龍石788番地97
	プール	
南島原市西有家弓道場		南島原市西有家町須川78番地
南島原市西有家中学校屋外運動場夜間照明施設		南島原市西有家町須川91番地
南島原市西有家中学校テニスコート夜間照明施設		南島原市西有家町須川91番地
南島原市北有馬ふれあい交流広場	グラウンド	南島原市北有馬町丙3701番地
	テニスコート	
	イベント広場	
	草スキー場	
	わんぱく広場	
南島原市北有馬田平体育館		南島原市北有馬町戊2030番地 1
南島原市北有馬坂下地区運動広場		南島原市北有馬町乙239番地 1
南島原市有馬小学校屋外運動場夜間照明施設		南島原市北有馬町丁62番地 1

南島原市南有馬運動公園	グラウンド	南島原市南有馬町乙2165番地
	テニスコート	南島原市南有馬町乙2160番地
	プール	南島原市南有馬町乙2207番地
南島原市多目的運動広場	人工芝グラウンド	南島原市南有馬町丁508番地
	芝生広場	
	屋内交流広場	
	多目的交流室	
南島原市南有馬体育館		南島原市南有馬町乙1361番地
南島原市南有馬吉川体育館		南島原市南有馬町甲612番地
南島原市南有馬古園体育館		南島原市南有馬町己234番地 1
南島原市南有馬梅谷体育館		南島原市南有馬町己2871番地 2
南島原市南有馬武道館		南島原市南有馬町乙1360番地
南島原市南有馬ゲートボール場		南島原市南有馬町乙469番地
南島原市南有馬吉川地区運動広場		南島原市南有馬町甲612番地
南島原市南有馬白木野地区運動広場		南島原市南有馬町丙1795番地
南島原市南有馬梅谷地区運動広場		南島原市南有馬町己2854番地 3
南島原市南有馬中学校屋外運動場夜間照明施設		南島原市南有馬町乙856番地 5
南島原市口之津体育館		南島原市口之津町丙2093番地 1
南島原市口之津第二体育館		南島原市口之津町丁4073番地
南島原市口之津第三体育館		南島原市口之津町乙2240番地
南島原市口之津プール		南島原市口之津町丙2104番地 1
南島原市口之津相撲場		南島原市口之津町丙2104番地 1
南島原市口之津中学校屋外運動場夜間照明施設		南島原市口之津町丙3476番地
南島原市口之津運動広場		南島原市口之津町丁5611番地 1
南島原市加津佐グラウンド		南島原市加津佐町丁 1 番地 1
南島原市加津佐テニスコート		南島原市加津佐町丁29番地 1
南島原市加津佐宮原体育館		南島原市加津佐町丁1314番地
南島原市加津佐津波見体育館		南島原市加津佐町甲2131番地

南島原市加津佐山口体育館	南島原市加津佐町戊1208番地
南島原市加津佐野田体育館	南島原市加津佐町乙1172番地
南島原市加津佐B&G海洋センター	南島原市加津佐町丁1番地1
体育館	
プール	
武道館	
南島原市加津佐弓道場	南島原市加津佐町丁29番地1
南島原市加津佐小学校屋外運動場夜間照明施設	南島原市加津佐町己3318番地

別表第2（第5条関係）

名称	休業日	利用時間
南島原市深江運動場	(1) 12/29～翌年1/3	8:30～22:00
南島原市布津グラウンド		
南島原市多目的運動広場人工芝グラウンド		
南島原市多目的運動広場芝生広場		
南島原市多目的運動広場屋内交流広場		
南島原市多目的運動広場多目的交流室		
南島原市有家総合運動公園グラウンド	(1) 12/29～翌年1/3	9:00～22:00
南島原市南有馬運動公園グラウンド		
南島原市北有馬ふれあい交流広場グラウンド	(1) 12/29～翌年1/3 (2) 毎週火曜日	9:00～22:00
南島原市加津佐グラウンド	(1) 12/29～翌年1/3 (2) 毎週月曜日 (3) 祝日の翌日	
南島原市深江中学校屋外運動場夜間照明施設	(1) 12/29～翌年1/3	18:00～22:00
南島原市深江中学校テニスコート夜間照明施設		
南島原市布津中学校屋外運動場夜間照		

明施設		
南島原市飯野小学校屋外運動場夜間照		
明施設		
南島原市有家中学校屋外運動場夜間照		
明施設		
南島原市西有家中学校屋外運動場夜間		
照明施設		
南島原市西有家中学校テニスコート夜		
間照明施設		
南島原市有馬小学校屋外運動場夜間照		
明施設		
南島原市南有馬中学校屋外運動場夜間		
照明施設		
南島原市口之津中学校屋外運動場夜間		
照明施設		
南島原市加津佐小学校屋外運動場夜間		
照明施設		
南島原市布津テニスコート	(1) 12/29～翌年1/3	8：30～22：00
南島原市有家総合運動公園テニスコ	(1) 12/29～翌年1/3	9：00～22：00
ート		
南島原市南有馬運動公園テニスコート		
南島原市北有馬ふれあい交流広場テニ	(1) 12/29～翌年1/3	9：00～22：00
スコート	(2) 毎週火曜日	
南島原市加津佐テニスコート	(1) 12/29～翌年1/3	9：00～22：00
	(2) 毎週月曜日	
	(3) 祝日の翌日	
南島原市深江体育館	(1) 12/29～翌年1/3	9：00～22：00
南島原市深江船津トレーニング場		

南島原市布津第一体育館		
南島原市布津第二体育館		
南島原市有家蒲河体育館		
南島原市有家新切体育館		
南島原市西有家見岳体育館		
南島原市西有家長野体育館		
南島原市北有馬田平体育館		
南島原市南有馬体育館		
南島原市南有馬吉川体育館		
南島原市南有馬古園体育館		
南島原市南有馬梅谷体育館		
南島原市口之津体育館		
南島原市口之津第二体育館		
南島原市口之津第三体育館		
南島原市加津佐津波見体育館		
南島原市加津佐山口体育館		
南島原市加津佐野田体育館		
南島原市西有家B&G海洋センター体育館	(1) 12/29～翌年1/3 (2) 毎週月曜日 (3) 祝日の翌日	9 : 00～22 : 00
南島原市加津佐宮原体育館		
南島原市加津佐B&G海洋センター体育館		
南島原市西有家B&G海洋センタープール	(1) 10/1～翌年5/31 (2) 毎週月曜日 (3) 祝日の翌日	9 : 00～17 : 00
南島原市南有馬運動公園プール	(1) 10/1～翌年5/31 (2) 毎週月曜日	10 : 00～20 : 00
南島原市口之津プール	(1) 10/1～翌年5/31	10 : 00～12 : 00

	(2) 毎週月曜日	12 : 30～14 : 30 15 : 00～17 : 00
南島原市加津佐B&G海洋センタープール	(1) 10 / 1～翌年5 / 31 (2) 毎週月曜日 (3) 祝日の翌日	9 : 00～22 : 00
南島原市深江柔剣道場	(1) 12 / 29～翌年1 / 3	9 : 00～22 : 00
南島原市有家柔剣道場		
南島原市南有馬武道館		
南島原市布津ふるさと道場	(1) 12 / 29～翌年1 / 3 (2) 毎週月曜日	13 : 00～22 : 00
南島原市加津佐B&G海洋センター武道館	(1) 12 / 29～翌年1 / 3 (2) 毎週月曜日 (3) 祝日の翌日	9 : 00～22 : 00
南島原市深江弓道場	(1) 12 / 29～翌年1 / 3	9 : 00～22 : 00
南島原市有家弓道場		
南島原市西有家弓道場		
南島原市加津佐弓道場	(1) 12 / 29～翌年1 / 3 (2) 毎週月曜日 (3) 祝日の翌日	9 : 00～22 : 00
南島原市布津ふるさと道場相撲場	(1) 12 / 29～翌年1 / 3 (2) 毎週月曜日	13 : 00～22 : 00
南島原市深江相撲道場	無休	—
南島原市口之津相撲場		
南島原市深江みどりが丘運動広場	無休	—
南島原市深江小林第一運動広場		
南島原市深江小林第三運動広場		
南島原市深江須ノ崎運動広場		
南島原市深江瀬野運動広場		
南島原市深江瀬野運動広場		

南島原市深江瀬野第二運動広場		
南島原市深江馬場第一運動広場		
南島原市布津中央地区運動広場		
南島原市布津南部地区運動広場		
南島原市布津北部地区運動広場		
南島原市有家総合運動公園ゲートボール場		
南島原市北有馬坂下地区運動広場		
南島原市南有馬ゲートボール場		
南島原市南有馬吉川地区運動広場		
南島原市南有馬白木野地区運動広場		
南島原市南有馬梅谷地区運動広場		
南島原市口之津運動広場		
南島原市有家総合運動公園ふれあい広場		
南島原市有家総合運動公園多目的芝生無休広場		9 : 00～22 : 00
南島原市北有馬ふれあい交流広場イベント広場	(1) 12/29～翌年1/3 (2) 毎週火曜日	9 : 00～22 : 00
南島原市北有馬ふれあい交流広場草スキー場		
南島原市北有馬ふれあい交流広場わんぱく広場	(1) 12/29～翌年1/3 (2) 毎週火曜日	9 : 00～17 : 00

別表第3 (第10条、第18条関係)

1 グラウンド

名称	単位	金額	
		昼間	夜間 (照明利用時)
南島原市深江運動場	ソフトボールコート	100円	1,000円

南島原市布津グラウンド 南島原市有家総合運動公園グラウンド 南島原市北有馬ふれあい交流広場グラウンド 南島原市南有馬運動公園グラウンド 南島原市加津佐グラウンド	ト 1面 1時間		(加津佐グラウンドで照明設備を、2灯のみ利用する場合は、500円)
南島原市多目的運動広場人工芝グラウンド	全面 1時間	一般 1,600円	一般 3,600円
		高校生以下 800円	高校生以下 2,800円
	半面 1時間	一般 800円	一般 1,800円
		高校生以下 400円	高校生以下 1,400円

## 2 夜間照明施設

名称	単位	金額
南島原市深江中学校屋外運動場夜間照明施設 南島原市布津中学校屋外運動場夜間照明施設 南島原市有家中学校屋外運動場夜間照明施設 南島原市西有家中学校屋外運動場夜間照明施設 南島原市有馬小学校屋外運動場夜間照明施設 南島原市口之津中学校屋外運動場夜間照明施設 南島原市加津佐小学校屋外運動場夜間照明施設	ソフトボールコート 1面 1時間	1,000円
南島原市飯野小学校屋外運動場夜間照明施設 南島原市南有馬中学校屋外運動場夜間照明施設	全面 1時間	500円

南島原市深江中学校テニスコート夜間照明施設	1面 1時間	300円
南島原市西有家中学校テニスコート夜間照明施設		

### 3 テニスコート

名称	単位	金額	
		昼間	夜間 (照明利用時)
南島原市布津テニスコート	1面 1時間	100円	300円
南島原市有家総合運動公園テニスコート			
南島原市北有馬ふれあい交流広場テニスコート			
南島原市南有馬運動公園テニスコート			
南島原市加津佐テニスコート			
南島原市加津佐テニスコート (壁打ちコート)			

### 4 体育館

名称	単位	金額
南島原市深江体育館 (1階アリーナ)	1 / 3面 (バレーボールコート1面) 1時間	200円
南島原市南有馬体育館 (1階アリーナ)		
南島原市有家新切体育館	1 / 2面 (バレーボールコート1面) 1時間	200円
南島原市西有家B&G海洋センター 体育館		
南島原市南有馬吉川体育館		
南島原市口之津体育館		
南島原市口之津第二体育館		
南島原市加津佐宮原体育館		
南島原市加津佐B&G海洋センター 体育館		
南島原市深江船津トレーニング場	全面 (バレーボールコート1面) 1時間	200円
南島原市布津第一体育館		
南島原市布津第二体育館		

南島原市有家蒲河体育館		
南島原市西有家見岳体育館		
南島原市西有家長野体育館		
南島原市北有馬田平体育館		
南島原市南有馬古園体育館		
南島原市南有馬梅谷体育館		
南島原市口之津第三体育館		
南島原市加津佐津波見体育館		
南島原市加津佐山口体育館		
南島原市加津佐野田体育館		
南島原市深江体育館 2階卓球場	全面 1時間	100円
南島原市南有馬体育館 2階卓球場		

#### 5 プール

名称	区分	金額
南島原市西有家B&G海洋センタープール	大人 1回	100円
南島原市加津佐B&G海洋センタープール	小人 (中学生以下)	無料
南島原市南有馬運動公園プール	大人 1回	100円
南島原市口之津プール	小人 (中学生以下3歳以上) 1回	50円

#### 6 武道場

名称	単位	金額
南島原市布津ふるさと道場	1フロア 1時間	300円
南島原市南有馬武道館		
南島原市深江柔剣道場	1フロア 1時間	200円
南島原市有家柔剣道場		
南島原市加津佐B&G海洋センター 武道館		
南島原市布津ふるさと道場トレーニング室	1時間	100円

#### 7 弓道場

名称	単位	金額
南島原市深江弓道場	1時間	50円
南島原市有家弓道場		
南島原市西有家弓道場		
南島原市加津佐弓道場		

#### 8 相撲場

名称	金額
南島原市深江相撲道場	無料
南島原市布津ふるさと道場 相撲場	
南島原市口之津相撲場	

#### 9 ゲートボール場・グラウンドゴルフ場

名称	金額
南島原市深江みどりが丘運動広場	(1) 昼間 無料
南島原市深江小林第一運動広場	(2) 夜間 (照明利用時) 1時間 500円
南島原市深江小林第三運動広場	
南島原市深江須ノ崎運動広場	
南島原市深江瀬野運動広場	
南島原市深江瀬野第二運動広場	
南島原市深江馬場第一運動広場	
南島原市布津中央地区運動広場	
南島原市布津南部地区運動広場	
南島原市布津北部地区運動広場	
南島原市有家総合運動公園ゲートボール場	
南島原市北有馬坂下地区運動広場	
南島原市南有馬ゲートボール場	
南島原市南有馬吉川地区運動広場	
南島原市南有馬白木野地区運動広場	
南島原市南有馬梅谷地区運動広場	

## 10 その他の施設

名称	単位	金額		
南島原市北有馬ふれあい交流広場 イベント広場	1団体 半日	5,000円		
南島原市北有馬ふれあい交流広場 草スキー場	用具貸出 1回	100円		
南島原市北有馬ふれあい交流広場 わんぱく広場	—	無料		
南島原市有家総合運動公園 ふれあい広場	—	無料		
南島原市有家総合運動公園 多目的芝生広場	全面 1時間	(1) 昼間 無料 (2) 夜間 (照明利用時) 1,000円		
南島原市多目的運動広場 芝生広場	全面 1時間	一般 800円		
		高校生以下 400円		
南島原市多目的運動広場 屋内交流広場	全面 1時間	200円		
南島原市多目的運動広場 多目的交流室	1時間	300円		
南島原市加津佐B&G	器材名	単位	金額	乗員
海洋センター 船艇等備品	OPヨット	1艇 1時間	100円	小学生2人、中学生以上1人
	カヌー	1艇 1時間	100円	1人乗り
	ローボート	1艇 1時間	200円	4人乗り
	ウインドサーフィン	1艇 1時間	500円	1人乗り
	スタンドアップパドルボード	1艇 1時間	500円	1人乗り

## 備考

- 1 利用時間が1時間未満のときは、1時間とみなす。
- 2 利用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

- 3 市外者が利用する場合は、この表の額の倍額とする。
- 4 南有馬武道館の冷暖房を利用する場合は、1時間当たり1,000円を加算する。ただし、冷暖房使用料は、免除の対象としない。
- 5 有家総合運動公園多目的芝生広場を入場料を徴収して利用する場合（営利又は営業の宣伝その他これに類する催しを行う場合を含む。）は、昼間の利用については1時間当たり500円、夜間（照明利用時）の利用については1時間当たり5,000円とする。
- 6 南島原市多目的運動広場を入場料を徴収して利用する場合（営利又は営業の宣伝その他これに類する催しを行う場合を含む。）は、この表の額の5倍の額とする。

## 報告第3号

南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例の一部を改正する条例  
について

### 提案理由

令和8年3月31日をもって南島原市立野田小学校が廃止になるため、所要の改正を行うので、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定により報告する。

令和8年2月19日提出

南島原市教育委員会  
教育長 松本 弘明

南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例の一部を改正する条例  
南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例（平成18年南島原市条例第  
90号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1小学校の表南島原市立野田小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新		旧		解説
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）		<p><b>【別表第1の1の内容】</b>                      学校開放を行う学校及び施設の種                      類について規定したもの。</p> <p><b>【別表第1の1の改正内容】</b>                      開放を行う学校体育施設から南島                      原市立野田小学校を削除するもの。</p>
1 小学校		1 小学校		
学校名	開放する学校体育施設の種類	学校名	開放する学校体育施設の種類	
(略)		(略)		
南島原市立加津佐小学校	グラウンド、体育館	南島原市立加津佐小学校	グラウンド、体育館	
		南島原市立野田小学校	グラウンド、体育館	
2 (略)		2 (略)		

南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例

平成18年3月31日

条例第90号

(趣旨)

第1条 この条例は、南島原市立学校体育施設等を学校教育に支障のない範囲において、社会体育活動等のために利用すること（以下「学校開放」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校開放を行う学校及び施設)

第2条 南島原市立学校施設のうち、学校開放を行う体育施設（以下「学校体育施設」という。）は、別表第1のとおりとする。

(管理)

第3条 学校開放を行うときは、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が学校体育施設を管理する。

(利用の許可)

第4条 学校体育施設（附属する設備を含む。以下同じ。）を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、学校体育施設の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校体育施設の利用を許可しない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 営利又は特定の営利事業を援助することを目的とするとき。
- (3) 建造物及びその附属物を滅失又はき損するおそれがあるとき。
- (4) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) その他学校体育施設の管理及び運営に支障があると認めるとき。

(目的外利用等の禁止)

第6条 利用者は、許可を受けた目的以外に学校体育施設を利用し、又はその権利の全部若しくは一部を転貸し、又は譲渡してはならない。

(利用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は中止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 第5条各号のいずれかに該当する理由が発生したとき。
- (3) 虚偽その他不正な行為により利用の許可を受けたとき。
- (4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第8条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 教育委員会が、特別な事由があると認めるときは、使用料を後納させることができる。

(使用料の免除)

第9条 教育委員会は、必要があると認めるときは、前条の使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰さない理由により、利用することができないとき。
- (2) 利用日の7日前までに利用許可の取消しを申し出て、承認を得たとき。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、学校体育施設の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第7条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第12条 利用者は、故意又は過失により学校体育施設を損傷し、又は滅失したときは、これを賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(販売行為の禁止)

第13条 学校体育施設においては、入場者等を対象とする物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、教育委員会が特に許可したときはこの限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の深江町立小・中学校体育施設の管理使用に関する条例（昭和58年深江町条例第14号）、有家町体育施設設置条例（昭和56年有家町条例第5号）、有家町体育施設の管理使用に関する条例（昭和56年有家町条例第6号）、西有家町体育施設の管理使用に関する条例（昭和57年西有家町条例第6号）、南有馬町立小学校及び中学校の施設使用料条例（昭和58年南有馬町条例第4号）、口之津町体育施設の管理使用に関する条例（昭和53年口之津町条例第17号）又は加津佐町立小・中学校体育館管理に関する条例（昭和56年加津佐町条例第12号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第2条関係）

1 小学校

学校名	開放する学校体育施設の種類
南島原市立深江小学校	グラウンド、体育館（深江小中学校体育館）
南島原市立深江小学校馬場分校	グラウンド
南島原市立深江小学校諏訪分校	グラウンド
南島原市立小林小学校	グラウンド、体育館
南島原市立大野木場小学校	グラウンド、体育館
南島原市立布津小学校	グラウンド、体育館、プール
南島原市立飯野小学校	グラウンド、体育館、プール
南島原市立有家小学校	グラウンド、体育館、プール

南島原市立堂崎小学校	グラウンド、体育館、プール
南島原市立西有家小学校	グラウンド、体育館
南島原市立有馬小学校	グラウンド、体育館
南島原市立南有馬小学校	グラウンド、体育館
南島原市立口之津小学校	グラウンド、体育館
南島原市立加津佐小学校	グラウンド、体育館

## 2 中学校

学校名	開放する学校体育施設の種類
南島原市立深江中学校	グラウンド、テニスコート、プール
南島原市立布津中学校	グラウンド、体育館
南島原市立有家中学校	グラウンド、体育館
南島原市立西有家中学校	グラウンド、体育館、テニスコート、プール
南島原市立北有馬中学校	グラウンド、体育館、プール
南島原市立南有馬中学校	グラウンド、体育館
南島原市立口之津中学校	グラウンド、体育館
南島原市立加津佐中学校	グラウンド、体育館

### 別表第2（第8条関係）

区分	単位	使用料
グラウンド	全面 1時間	100円
体育館	バレーボールコート1面 1時間	200円
テニスコート	1面 1時間	100円
プール	大人 1回	100円
	小人（中学生以下）	無料

### 備考

- 1 利用時間が1時間未満のときは、1時間とみなす。
- 2 利用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 3 市外者が利用する場合は、この表の額の倍額とする。
- 4 グラウンド又はテニスコートを利用する場合において、南島原市社会体育施設条例

(平成18年南島原市条例第87号) に規定する夜間照明施設の使用料を納付する場合は、この条例による使用料は無料とする。